

議案第29号

三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町都市公園条例（昭和62年3月16日条例第20号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

平成30年4月27日 提出
三宅町長 森田浩司

三宅町都市公園条例の一部を改正する条例

三宅町都市公園条例（昭和62年3月16日条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の4の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第1条の5 令第8条1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

三宅町都市公園条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>(公園施設に関する制限)</u></p> <p><u>第1条の5 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p>	